

N P O活動促進のための基本方針

平成16年9月
盛岡市

NPO活動促進のための基本方針

目 次

はじめに	1
図 - 1 NPO活動促進のための基本方針の体系	2
基本方針の考え方	
1．対象とするNPO	3
(1) NPO活動の定義	
(2) NPOの範囲	
図 - 2 NPOの範囲	
2．NPO活動の社会的意義・役割、協働の意義	5
(1) NPO活動の社会的意義・役割	
(2) NPOとの協働の意義	
3．NPO活動をめぐる現状と課題	8
(1) NPO活動の現状と課題	
(2) 企業の社会貢献活動の現状と課題	
4．NPO活動の促進に関する基本姿勢	9
(1) 基本目標	
(2) 自主性・主体性の尊重	
(3) 先駆性・多様性の尊重	
(4) 客観性・透明性の確保	
(5) パートナーシップの確立	
NPO活動の促進に関する基本施策	
1．NPO活動への支援	10
(1) 人材の育成	
(2) 活動の場の提供	
(3) 情報の提供	
(4) まちづくりへの市民参加の推進	
(5) 事業委託の推進	
(6) 財政的支援の検討	
(7) 企業の社会貢献活動の促進	
2．推進体制の整備	11
(1) NPO活動の促進に向けた行政組織の充実	
(2) 市職員の意識向上	

はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災では、100万人以上のボランティアが活躍し、市民の自発的な活動が社会の大きな力となることを全国的に認知させることとなりました。また、平成16年に総理府が実施した社会意識に関する世論調査では、社会の一員として何か社会のために役立ちたいと思っている人が約6割で、国民の社会貢献意識も高まっています。

国においては、平成10年に「特定非営利活動促進法」が制定され、これまで任意団体として活動してきたボランティア団体等の法人格取得が可能となったことから、全国的にNPO法人が次々と誕生し、その活動が活発になってきています。

岩手県においては、「社会貢献活動の支援に関する条例」や「社会貢献活動の支援に関する指針」の制定のほか、NPO活動に対する助成制度「公益信託いわてNPO基金」の創設、NPO活動の支援業務などを行う「いわてNPOサポートルーム」の開設など、NPO法人やボランティア団体への支援・育成体制の強化を図ってきており、NPO活動が活発になってきています。

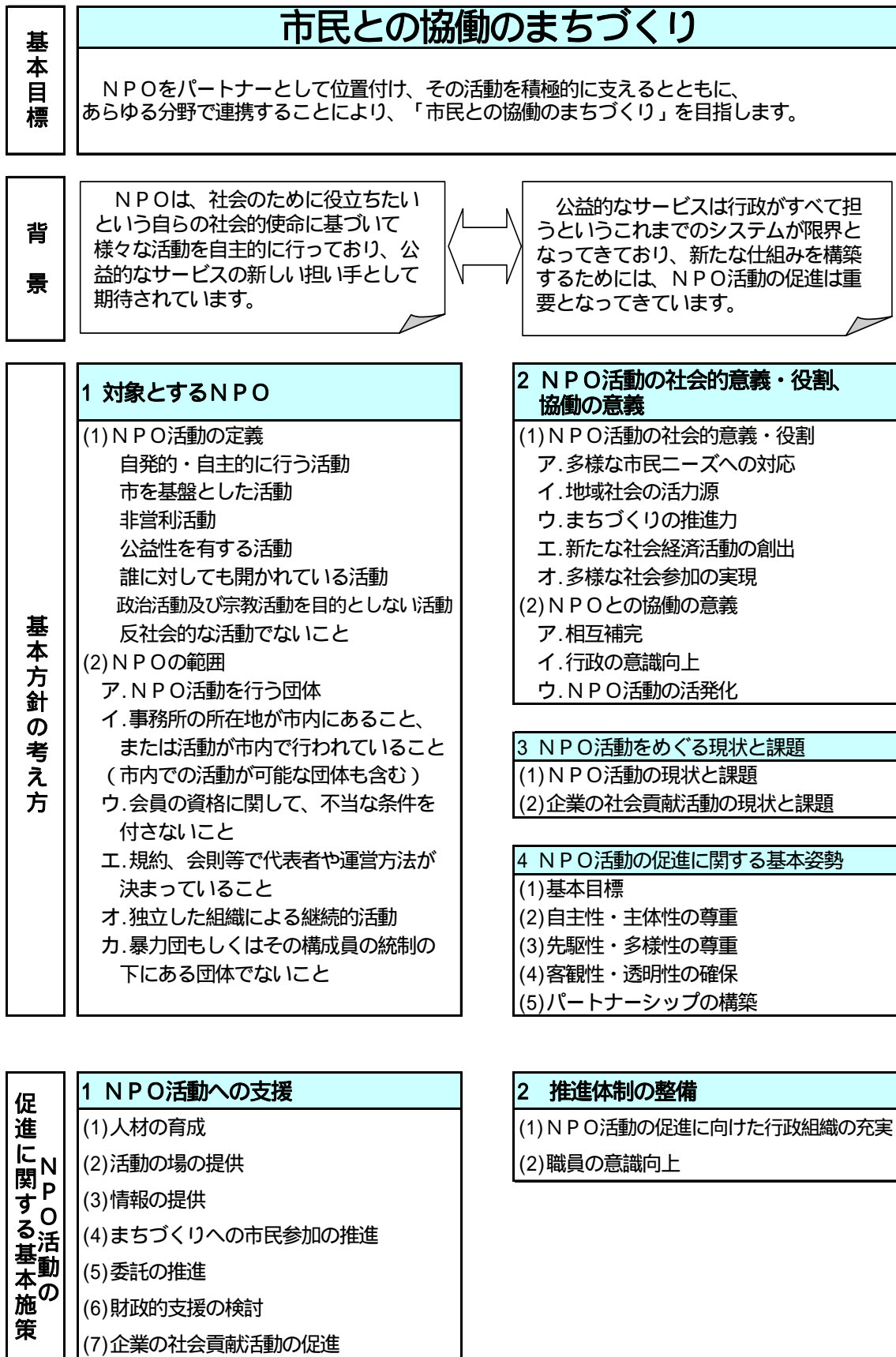
市内では、平成16年7月末現在、NPO法人は51団体で、そのほか約260のボランティア団体が保健や医療、福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動しているところです。これらのNPOは、社会のために役立ちたいという自らの社会的使命に基づいて、様々な活動を自主的、自発的に行っており、新しい公共サービスの担い手として期待されています。

このような状況の中、本市においては、NPO活動の支援のあり方や窓口の一本化について調査、研究することを目的に平成14年2月に「市内NPO関係各課連絡会」を設置し、NPO法人やボランティア団体等のNPO活動を促進するための市としての基本方針について15年9月からワーキンググループ等で検討を重ね、このたび「NPO活動促進のための基本方針」が策定となりました。

この基本方針は、盛岡市が様々なNPO活動を支援、促進し、市民との協働のまちづくりを推進することを目的としたものです。

図-1

「NPO活動促進のための基本方針」の体系



基本方針の考え方

1 対象とするNPO

(1) NPO活動の定義

近年、少子・高齢化や情報化、国際化の進展など、社会経済構造が大きく変化する中、市民が多様な価値観を持ち、社会的なサービスに対する市民のニーズも多様化してきています。公益的なサービスは行政がすべて担うというこれまでのシステムが限界を示す中で、社会の様々な課題を主体的にとらえ、暮らしやまちを豊かにしようという市民活動が盛んになってきており、その活動は保健や医療、福祉、まちづくり、環境など、あらゆる分野に拡大しています。

こうしたNPO活動は、これまで行政だけが担い手とされてきた「公共」の領域と内容を、市民も積極的に参加し合意を図りながら形成される「新しい公共」の概念へと転換していく力を持っています。この基本方針では、NPO活動を次のように定義します。

自らの自由意志に基づき、自主的に行う活動であること

市を基盤とした活動であること

非営利活動であること

「非営利」は、その活動から利益を上げてはいけないという意味ではなく、利益を出資者や構成員に分配しないという意味

公益性を有する活動であること

「公益」は、不特定かつ多数の市民の利益をはじめとする、広く社会全般の利益という意味

誰に対しても開かれていること

政治活動及び宗教活動を目的としないこと

反社会的な活動でないこと

市民生活の秩序や安全に脅威を与える活動でないこと

(2) NPOの範囲

この基本方針では、NPOは次の条件を満たす団体をいいます。

ア NPO活動を行う団体であること

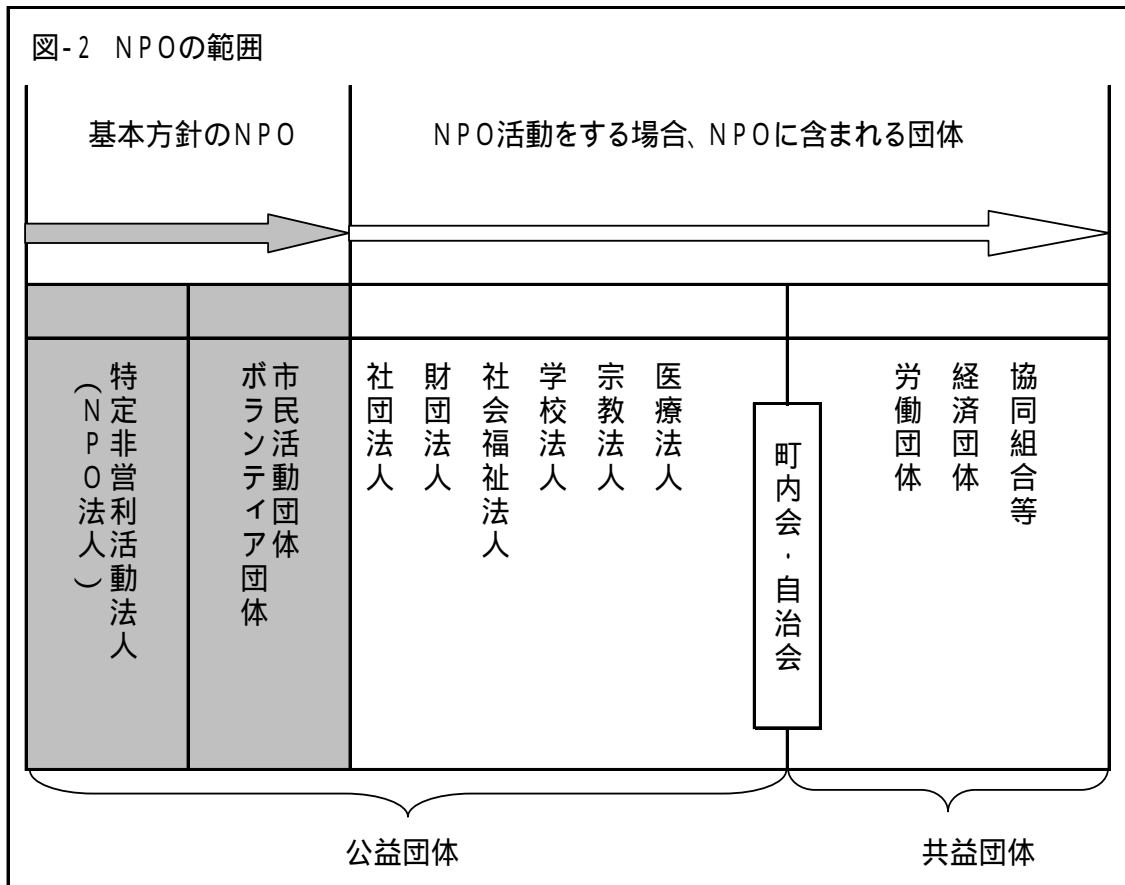
イ 事務所の所在地が市内にあること、またはその活動が市内で行われていることを原則とするが、市内での活動が可能な団体も含む

ウ 会員の資格に関して、不当な条件を付さないこと

エ 規約、会則等で代表者や運営方法が決まっていること

オ 独立した組織での活動が継続的に行われること

カ 暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体ではないこと



注：NPOの説明

特定非営利活動促進法(NPO法)に則して認証されたNPO法人
 法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体

この基本方針の対象となるNPO

民法や他の特別法により設立された法人で、特定非営利活動法人(NPO法人)を除くもの
 農業協同組合、生活協同組合、労働組合等のように構成員のみを対象とする福利厚生や
 相互救済等を主たる目的とする団体のほか、同窓会、同好会、PTA等構成員相互の親睦
 や連絡、意見交換等を主たる目的とする団体

町内会・自治会は、公益団体と共益団体の両方の性格があると考えられる

2 NPO活動の社会的意義・役割、協働の意義

(1) NPO活動の社会的意義・役割

市民が多様な価値観を持ち、市民ニーズが多様化、複雑化する中で、行政が様々な課題や全ての市民ニーズに対応することは、現実的には財政的にも、組織的にも難しい状況となっています。

一方、NPOは、社会のために役立ちたいという自らの社会的使命に基づいて、様々な活動を自主的・自発的に行っており、公益的なサービスの新しい担い手として期待されています。

このような状況の中、これまでのように「公益的なサービスは何でも行政が担えばいい」「企業からお金を払ってサービスを買えばいい」という発想から抜け出し、市民・企業・行政がそれぞれの役割分担を見直し、新たな仕組みを構築するためにNPO活動の促進は重要となってきています。NPOには、次のような社会的意義と役割が期待されます。

ア 多様な市民ニーズへの対応

市民の多様化するニーズには、公平・均一的なサービスの提供を中心として行う行政や、利益追求を目的とする企業だけでは、対応が難しくなってきました。

これに対し、NPOは、まちづくりのように自分たちの身近な生活の場での課題解決を目指すものや、環境や福祉のように専門的な知識、技術を持つもの、国際的な視点に立ったものなど、その活動領域や内容が多様であり、組織形態や結びつきが柔軟です。

このようなことから、行政や企業が十分に対応しきれなかった地域個別の課題や要望を把握し、迅速、柔軟に解決することが可能となり、これからの社会を支える新しい力として期待されます。

イ 地域社会の活力源

地域社会は、これまで町内会・自治会を中心に担われてきており、阪神・淡路大震災時の地域住民による助け合いなどの経験を通して、初期防災という観点などから町内会・自治会の重要性は再認識されたところですが、今後、都市化・流動化・少子高齢化の進展により、介護や子育て、安全・安心、地域環境など、地域社会が直面する課題は多くなってくると予想され、町内会・自治会だけでは、これらの課題をすべて担うことは困難といえます。

町内会・自治会が地域住民のつながりであることに対し、NPOは、その目的のために地域にとらわれずつながった組織といえます。NPOが町内会・自治会の活動と連携することにより、地域課題を解決し

ていくことが考えられることから、NPOが地域社会の活力源となることが期待されます。

ウ まちづくりの推進力

地域社会は居住の場であり、働く場であり、安らぎの場であり、生涯学習や社会参画の場です。地域をどのようにつくっていくのかというまちづくりは、市民・企業・行政がかかわるべき課題です。

NPOによる活動は、市民が受身的な受益者ではなく、行政や企業との関係では適度な距離や対等な立場を保ちながら、その核とするテーマを中心とした活動を通して、まちづくりの推進力となることが期待されます。

エ 新たな社会経済活動の創出

NPOは、質的・量的に発展し、多様な事業展開をすることにより、新たな就業機会を生み出し、地域社会における社会経済活動の担い手となる可能性を持っているほか、社会の中に新しい事業やマーケットを発見する手がかりを創り出すなど、地域社会の活性化にも力を発揮することが期待されます。

オ 多様な社会参加の実現

NPOは、市民が自主的に参加し地域社会へ働きかけることから、自分の力が社会的な課題解決の原動力となり得ることを実感できる場や多様な社会参加を実現する場としての意義を持っています。

(2) NPOとの協働の意義

本市においても行政だけでは、組織的にも、財政的にも様々な市民ニーズに対応しきれなくなっているのが現状であり、市とNPOとの協働を推進する必要があります。ここでいう協働は、共通の目的に対して、それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場で協力して活動することをいいます。

ア 相互補完

市、企業、NPOが、それぞれの目的と自主性において独自に社会サービスを提供することは必要ですが、協働することにより、それぞれ単独では解決できない課題が解決されることがあります。

例えば、市民に直接的なかわりがある公的サービスにおいて、市

とNPOが協働し、現在のサービス内容や手法などを検討したり、NPOの専門性や柔軟性、機敏性などの特性を生かしたりすることで、より利用者のニーズに沿ったきめ細かなサービスの提供が可能になります。

イ 行政の意識向上

行政とは異なる特性を持ったNPOの考え方や活動に直接触れ、刺激を受けることで、市の事業のあり方や組織のあり方、職員の意識など、行政の意識を向上させる契機となります。

ウ NPO活動の活発化

NPOが、自らの社会的使命を実現する機会が増え、活動の場が広がり、NPO活動の活発化につながります。

3 NPO活動をめぐる現状と課題

(1) NPO活動の現状と課題

本市では、平成16年7月末現在でNPO法人認証団体数は51で、そのほか約260のボランティア団体があり、保健や医療、福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動の広がりを見せています。こうしたNPO団体を中心としたNPO活動は、今後ますます増加していくことが予想されます。

しかし、現状では、NPOのほとんどが人材や活動資金の不足、事務機能が整備された活動拠点がない、団体の活動が市民に知られていないなど個々の課題を抱えているほか、団体相互の情報、交流の場がないことによる団体間の協力関係が構築できないなどの課題があります。

NPO活動が継続し、発展していくためには、活動の中心を担う専門的な能力を持った人材の育成が不可欠です。さらに、NPOが幅広く市民から理解と支持、支援を得て、自立して発展していくために、自らの活動目的や意義、活動の自己評価を社会に向けて積極的に発信するなどの環境整備も必要です。

市は、このような環境整備という側面的な支援の視点から、活動・交流の場の整備、情報・活動機会の提供、人材の育成など、より包括的な支援・促進策を実施していく必要があります。

(2) 企業の社会貢献活動の現状と課題

NPO活動と同様に、企業による自発的で、しかも対価を求めずに社会的課題の解決に取り組む社会貢献活動も見られます。

こうした企業が行う社会貢献活動の意義は大きく、企業にとっても、NPO活動とのつながりが深まることにより、企業への信頼やイメージアップにもつながるといった側面ばかりでなく、今後の市民の新たなニーズを把握できる、あるいは企業自身の価値観が変わるといった可能性も含んでいます。

企業が取り組む社会貢献活動は、これまでは寄附や活動助成などの資金や物の提供が中心でしたが、今後は企業の持つ事業計画や企画立案のノウハウ、会計知識などの提供や人材の派遣などが期待されます。

市民がどのような活動を行い、企業の持つノウハウなどをどのように支援につなげることができるかなどの情報を企業に提供し、企業が蓄積してきた豊富な経験をNPO活動にも提供されるよう、企業と市民の双方の情報提供と情報の交流が図られるような仕組みづくりが求められます。

4 NPO活動の促進に関する基本姿勢

NPO活動の促進に当たり、「市民との協働のまちづくり」という基本目標を明確にするとともに、NPO活動の意義と役割を踏まえ、十分にその力を発揮することができるよう、市は次のような姿勢で取り組みます。

(1) 基本目標

NPO活動を促進する基本目標として、これまで行政が担ってきた公共領域を共に担うパートナーとしてNPOを位置づけ、その活動を支援するとともに、あらゆる分野で連携することにより「市民との協働のまちづくり」を目指します。

(2) 自主性・主体性の尊重

NPO活動は、行政の視点にとらわれない自由な発想から生まれた活動であることから、その自主性と主体性を尊重します。

(3) 先駆性・多様性の尊重

NPO活動は、独自の専門的な活動分野をもつものや、行政が取り組みにくい分野で活動を展開しているもの、潜在的な市民ニーズを汲み取った活動をしているものなど、その内容は多彩です。固定的な観念にとらわれず、その先駆性や多様性にも着目し、促進を図ります。

(4) 客観性・透明性の確保

市がNPO活動を支援する際には、その理由や基準などを明確にするなど、客観性・透明性を確保するほか、促進策全般についても情報提供や政策形成・執行過程での説明責任を果たすなど、情報の公開に努めます。

(5) パートナーシップの確立

NPOと協働し、事業に取り組む場合には、相互にその特性や能力、果たすべき役割が異なることを理解し、その違いを尊重しながら、対等なパートナーシップを確立します。

NPO活動の促進に関する基本施策

1 NPO活動への支援

(1) 人材の育成

NPO活動を促進するためには、その活動を担う人材の育成が重要であることから、啓発やリーダーの養成、組織運営、経営能力など、活動の発展段階に応じて行う各種講座、研修会の開催を通じて人材の育成に努めます。

(2) 活動の場の提供

NPO活動が促進され、活発化していくための拠点として、会議室の空間的な場の提供のみならず、情報提供機能や研修機能、交流機能などを有する場の提供に努めます。

また、NPO活動を目的として会場を確保する際は、公共施設を活用できるよう配慮に努めます。

(3) 情報の提供

NPO活動を促進するためには、その活動の情報を収集し、提供することが重要となります。NPO活動に関する情報を集積し整理のうえ、これから活動を行おうとする市民や活動のレベルアップを目指している団体等に効果的な情報提供を行います。

情報提供に当たっては、市民だれもがいつでも、どこでも情報を得ることができるよう、インターネット等を活用した情報システムの整備を図ります。

(4) まちづくりへの市民参加の推進

市民がまちづくりに積極的に参加できる場を拡充するとともに、NPOとの連携も図ります。

また、NPO活動の中には、市民が自主的に取り組むべき活動内容であるもののほか、新たな課題への対応として市の施策に反映させるべき内容のものやNPOとの連携を図ることにより、よりよいサービスの提供や効果的な行政運営が図られるものもあることから、市の各種計画や行政サービス等の策定に際し、その初期段階から情報公開を行うなど、市民やNPOがまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを検討します。

(5) 委託の推進

NPOの中には、市が行っている公共サービスと同様のサービスを

提供している実績などから、その専門性や現場性を生かして企業や他の団体より効果的に事業を行うことができる団体があります。

このようなNPOへの事業委託は、これまで以上にきめ細かな市民サービスの提供が期待できるほか、NPOが安定した収入を確保することによりNPO活動の活発化を促進します。さらに、行政との協働という面からも相互理解が進み、連携・協力の関係を通じて、より良いサービスを市民に提供できる可能性もあることから、NPOへの事業委託を推進します。

(6) 財政的支援の検討

NPOのほとんどが、活動資金が不足している現状であることから、NPO活動を促進するためには、助成金・補助金の交付や税制上の措置などの財政的支援について検討する必要があります。

財政的支援については、安易な支援とならないよう、NPO活動の自立性や自主性の確保に配慮しながら、より有効な支援方法の検討に取り組みます。

(7) 企業の社会貢献活動の促進

企業自ら行う社会貢献活動が促進されるよう情報提供するとともに、企業の社会貢献活動を進めるための相談へも対応します。

また、企業が蓄積してきた豊富な経験の提供がNPO活動へも可能となるよう、企業と市民のコーディネートに努めます。

2 推進体制の整備

(1) NPO活動の促進に向けた行政組織の充実

NPO活動の促進を図るためには、市民に分かりやすい行政対応が必要です。多様化した市民ニーズに対応し、NPO活動の関係部署も多岐にわたり、それぞれの活動分野の総合調整機能が必要となってくることから、NPOとの協働を円滑に推進するため、総合窓口としての専門部署の充実に努めます。

また、NPO活動の促進と協働を全庁的に推進するための体制の整備に努めます。

(2) 職員の意識向上

これからの市職員は、様々な活動分野で盛んになっているNPO活動について理解するとともに、NPOがパートナーであるという認識で、NPO活動の特性を生かした政策立案能力や市民の目線に立った

取り組みが必要となります。このことについて職員に理解してもらうために、研修を行い、職員の意識向上を図ります。

また、研修の形でNPOに職員を派遣するとともに、NPOのスタッフを行政に招き、職員にNPO活動の実態を学んでもらうなど、NPOとの交流を進めます。